

株主各位

第105期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第105/期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「連結計算書類」の連結注記表、及び「個別計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（ <http://www.sailor.co.jp/> ）に掲載しております。

セーラー万年筆株式会社

（ 証券コード 7992 ）

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及びその運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役・使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程を作成します。また、内部通報規程により内部通報制度を確立します。問題が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じ担当役員から、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
別途定める社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、保存、管理します。また、取締役はこれらの文書等を常時閲覧できます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
関連するリスク識別、評価、対応を適切に行うため、リスク管理規程、関連する個別規程（与信管理規程、経理規程等）、ガイドライン、マニュアル等を各部署において整備し、損失の危険を発見した場合には、リスク管理委員会を通じ直ちに担当役員に報告します。
社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室の監査により法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行や事象が発見された場合には、直ちにリスク管理委員会を設置し適切に危機管理を行います。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適時開催しております。また、取締役及び執行役員による経営幹部会を毎月 1 回定期的に開催し、業務執行に関する協議を行います。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社及び関連会社の事業リスクの有無を確認するために、状況報告、決裁承認体制を整備するとともに、子会社等におけるコンプライアンスの徹底を図ります。
内部監査室は、当社及びグループ各社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を社長に報告します。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該使用人の設置方法、人数、地位等について全面的に協力します。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役会において監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを決議した場合、取締役会は当該使用人の監査等委員会の職務の補助に対する取締役の指揮命令、当該使用人の報酬、人事異動等については、監査等委員会の意見を尊重し決定します。
- (8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、著しい影響を及ぼすおそれのある事項、経営状況として重要な事項、内部監査の実施状況等を適時報告するものとします。
- (9) 前項の報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利な扱いを受けないものとし、その扱いについて周知徹底を図ります。

- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に関して生ずる費用については、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担するものとします。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と会計監査人との間で定期的な意見交換を実施しております。また、取締役会、内部監査室との意見交換を行い、監査が実効的に行われるための補助を行うものとします。
- (12) 財務報告の信頼性の確保
財務報告の信頼性を確保するため、経理規程、原価計算規程等の規程を設け、管理部は、会社法上の内部統制に加え、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備、運用するとともに、継続的に評価し、不備ある場合には改善します。
- (13) 反社会勢力排除に関する基本方針
反社会勢力による被害を防止し、関係を遮断するため、管理部が反社会勢力の対応を統括し、反社会勢力排除に対する行動指針の整備を行うとともに、必要に応じて弁護士、警察等と連携し、組織的に対応します。
- (14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ①取締役の職務執行
当社は、定例の取締役会を年12回、また、必要に応じて随時開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。また、取締役の業務執行状況の監督を行っております。
さらに、取締役及び執行役員をもって組織される経営幹部会議を年12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。
- ②コンプライアンス及びリスクの管理
コンプライアンス並びに、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また内部監査室がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用状況のモニタリングを行っております。
- ③当社グループにおける業務の適正化
子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、監査等委員は内部監査室と連携し、子会社を含む当社グループの業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。
- ④監査等委員監査
監査等委員は、定例の監査等委員会を年6回、また、必要に応じて随時開催するとともに、取締役会、及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。
また、監査等委員は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との情報・意見交換を通じて、それぞれとの連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、効率的に監査を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

- ・連結子会社の数・・・・・・1社
- ・連結子会社の名称・・・・・・THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD.

写楽精密機械（上海）有限公司につきましては、清算終了したため、当連結会計年度より、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったSAILOR AUTOMATION, INC. の株式を一部売却いたしました。この結果、同社は当社の連結子会社から持分法適用関連会社となったことから、当連結会計年度より、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

すべての関連会社について持分法を適用しております。

- ・持分法適用の関連会社数・・・・2社
- ・会社等の名称・・・・・・株式会社サンライズ貿易
SAILOR AUTOMATION, INC.

従来、連結の範囲に含めておりましたSAILOR AUTOMATION, INC. は、上記の記載のとおり、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該関連会社の決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のTHE SAILOR (THAILAND) CO., LTD. の事業年度の決算日は10月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては当該連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

- ・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産・・・・・・当社は定率法によっております。

（リース資産を除く）

但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
在外連結子会社は定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～45年
機械装置	5～12年

ロ. 無形固定資産・・・・・・定額法を採用しております。（リース資産を除く）

ハ. リース資産・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金・・・・・・売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. アフターコスト引当金・・・・当連結会計年度末までに販売した製品で翌期以降に発生すると予測されるアフターコストを見積計上しております。
- ニ. 製品自主回収関連・・・・製品自主回収に伴う費用等について、合理的に見積られる損失引当金 負担見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、簡便法によっております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	12,869千円
機械装置及び運搬具	33,331千円
土地	859,647千円
その他	10,824千円
計	916,673千円

上記に対する債務

短期借入金	849,798千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 254,102千円

(3) 受取手形割引高 155,683千円

(4) 当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日・・・・平成13年12月31日

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普 通 株 式	125,219千株	一千株	112,698千株	12,521千株

※平成29年7月1日付で普通株式につき10株を1株とする株式併合を行いました。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入のほか、新株発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
①現金及び預金	775,825	775,825	—
②受取手形及び売掛金	1,221,197		
貸倒引当金	△1,119		
	1,220,077	1,220,077	—
③投資有価証券			
その他有価証券	6,443	6,443	—
④支払手形及び買掛金	(794,318)	(794,318)	—
⑤短期借入金	(1,015,720)	(1,015,720)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金、並びに⑤短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額143,298千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券　　其他有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 146円29銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円98銭 |

※平成29年7月1日付で普通株式につき10株を1株とする株式併合を行ったため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの・・・・・・移動平均法による原価法

③ 棚卸資産・・・・・・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・定率法を採用しております（リース資産を除く）。

但し、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～45年

機械装置 5～12年

② 無形固定資産・・・・・・定額法を採用しております（リース資産を除く）。

③ リース資産・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、簡便法によっております。

④ アフターコスト引当金・・当事業年度末までに販売した製品で翌期以降に発生すると予測されるアフターコストを見積計上しております。

⑤ 製品自主回収関連・・・・製品自主回収に伴う費用等について、合理的に見積られる負担見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	40,791千円
短期金銭債務	119,604千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	228,917千円
(3) 担保に供している資産	
建物	12,869千円
機械及び装置	33,331千円
工具、器具及び備品	10,824千円
土地	859,647千円
計	916,673千円
上記に対する債務	
短期借入金	849,798千円
(4) 受取手形割引高	155,683千円
(5) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出しております。	
再評価を行った年月日…平成13年12月31日	

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	209,238千円
仕入高	701,681千円
販売費及び一般管理費	7,339千円
営業取引以外の取引高	2,010千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	136千株	1千株	123千株	14千株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 平成29年7月1日付で普通株式につき10株を1株とする株式併合を行いました。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

退職給付引当金	206,574千円
その他	1,462,418千円
繰延税金資産小計	1,668,992千円
評価性引当額	△1,668,992千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△133千円
繰延税金負債合計	△133千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
子会社	THE SAILOR (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	当社製品の販売 役 員 の 兼 任	当社製品の販売	45,888	売 掛 金	11,118
関連 会社	SAILOR AUTOMATION, INC. (注3)	所有 直接 19%	当社製品の販売	当社製品の販売	122,606	売 掛 金	25,630
	株式会社 サンライズ貿易	所有 直接 35.6%	当社製品の販売 商品の仕入先 役 員 の 兼 任	当社製品の販売 商 品 の 仕 入	40,743 701,681	売 掛 金 買 掛 金 支 払 手 形	4,005 65,973 50,429

(注) 1. 取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して、交渉により決定しております。

3. 平成29年5月に株式の一部売却により、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となっております。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

130円42銭

(2) 1株当たり当期純利益

8円50銭

※平成29年7月1日付で普通株式につき10株を1株とする株式併合を行ったため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。